

環境技術実証事業 有機性排水処理技術分野 実証試験要領
の改定についての検討

1. 現行の最新版：平成24年3月29日
2. 作成発行：環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室
3. 最新版の構成：
 - 本編
 - I. 緒言・・・対象技術、用語の定義、実証試験の種類及び概要
 - II. 実証試験実施体制・・・環境省、実証運営機関、環境技術実証事業運営委員会、実証機関、技術実証検討会、実証申請者、実証試験実施場所の所有者
 - III. 実証対象技術の審査・・・申請、対象技術審査
 - IV. 実証試験の準備・・・実証試験実施場所の選定、実証項目の決定、監視項目の決定、試験期間の決定、実証試験計画の策定
 - V. 実証試験の方法・・・実証対象機器の立ち上げ、運転及び維持管理、流量等の監視、試料採取、水質分析等、その他（実証試験場所への立入り制限など）
 - VI. 実証試験結果報告書の作成
 - VII. ロゴマークの交付
 - VIII. 実証試験実施上の留意点・・・データの品質管理、データの管理・分析・表示、環境・衛生・安全、既存データの活用、手数料、実証試験の変更又は中止について
 - IX. その他・・・要領の施行日
 - 付録・・・実証機関において構築することが必要な品質管理システム、実証申請書、実証試験計画、実証試験結果報告書概要フォーム
 - 資料編・・・環境技術実証事業の概要、環境技術実証事業「実施体制、環境技術実証事業の流れ

4. 改定検討内容と結果

I. 緒言

対象技術については、前回の改定で「小規模事業場向け」を削除し従前の規模を対象としながらも規模によらず公共用水域の保全に貢献できる装置であれば、広く応募が出来るようにしている。有機性排水対策技術が広く実証試験要領に受け入れる体制が出来ているので改定の必要はないと判断した。

II. 実証試験実施体制

平成24年度より実証運営機関が統一され役割などが既に変更され試験要領も改訂されている。現在では変更の予定がないため、改定の必要はないと判断した。

III. 実証対象技術の審査

従前の申請及び対象技術審査に支障はなく、基本的に技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるものを対象としており、説明できない技術については受付していない。審査項目などに過不足は見当たらないため、改定の必要はないと判断した。ただし、申請と実証技術検討会の開催の時期が合わないときに検討会で諮ることが出来ない事例が生じたが、分科会での同等の検討や検討会委員への報告などといった連携を図る運営で解消している。

IV. 実証試験の準備

従前の実証試験実施場所の選定や実証項目などの決定で実証試験計画が策定することが可能であり、支障なく対応できている。今後は水質汚濁防止法で生活環境項目に新たな規制項目が生じた場合に追加すべきか検討する必要がある。そのため、現状では改定の必要はないと判断した。(1.4-ジオキサンなどはこの分野で議論すべき内容と判断しにくく、E T Vの新規分野として扱うべき課題である。)

V. 実証試験の方法

試験は、既存データの活用が出来ることになったため、簡便かつ速やかに実施できるようになっている。従前の必要事項により試験を行うことを基本に申請技術の特長に合わせた項目を検討して追加しているために実証技術検討会の意見を参考に進める方法で支障ない。そのため、現状では改定の必要はないと判断した。

VI. 実証試験結果報告書の作成

従前の内容で支障なく統一的に作成されている。さらに申請技術の特長に触れたコメントも記述しており、現状では改定の必要はないと判断した。ただし、普及のための体裁の統一などがE T V全体で指定が生じた場合には改定していく。

VII. ロゴマークの交付

何度となく改定され、分かりやすく広報性の高い表示となっている。現状では改定の必要はないと判断した。

VIII. 実証試験実施上の留意点

留意事項となっているデータの品質管理や分析・表示、環境・衛生・安全などについては、従前から報告書に記載している。既存データの活用などについては、データの検証を行いながら進められており支障はない。手数料については、手数料徴収計画が環境技術実証(E T V)事業実施要領で策定され指示されており、平成 24 年度においては支障なく運営できている。以上のことから、この項についても改定の必要はないと判断した。

付録及び資料編

本編での改定が生じた際に改定する内容であるため、改定予定がないために検討は必要ない。平成 24 年度からの環境技術実証事業の概要や実施体制などについては、前回の改定で修正されている。

上記のことより、要領の改定は必要ないと判断した。

5. 補足

運営機関が中心になって E T V の普及に関する事業の見直しを進めているが、改正等を行うような場合においては、実証試験要領に影響するか確認して改定を検討する。